# 生計維持関係申告書 B　出生～高校卒業年齢までの子の申請用

★消せるボールペンや鉛筆で記入したもの、記入漏れがあるものは受付できません。 ★裏面のチェックシートにて、認定の可能性を確認してから提出してください。

## 扶養申請にともなう [ 誓 約 書 ]

本申告書に記載した内容に虚偽がないことを誓約いたします。
扶養認定後、その状況に変更があった場合は「健康保険被扶養者（異動）届」により速やかに減員の手続きを行います。
また、届出を怠ったり事実と異なる届出を行っていた場合は、遡って資格取消を受け、当該期間の療養費・給付金のすべてを返還いたします。

**保険証の 記号** ［　　］ **番号** ［　　］ **被保険者氏名**（自署） ［　　］

| 申請被扶養者氏名 | | 続 柄 | | 年 齢 | |
|---|---|---|---|---|---|

※長男、二女、養子、配偶者の子、など

| | | | |
|---|---|---|---|
| 国 籍（該当に☑） | ☐ 日本<br>☐ 外国籍 → 住民票の在留資格が「特定活動」の場合は「指定書」のコピー が必要 | 同別居（該当に☑） | ☐ 同居<br>☐ 別居→［ 初めて扶養申請する方は、被保険者との続柄を証明できる書類（戸籍全部(個人)事項証明書(原本)**注1**など）が必要 |
| 必要書類（全員） | ① 対象者世帯全員の住民票(原本)**注1**<br>※マイナンバーと本籍地は省略、その他の省略NG<br>※海外居住者は添付不要、「生計維持関係申告書H」が必要 | | |

| 申請の事由 ※該当する項目に☑ | 事由発生日 | 必要書類 |
|---|---|---|
| ☐ 出生 | 出 生 日： R 年 月 日 | |
| ☐ 被保険者の健保資格取得に伴う | 資格取得日： R 年 月 日 | 健康保険資格喪失証明書(原本)**注2**<br>戸籍全部(個人)事項証明書(原本)**注1** ※養子の場合のみ |
| ☐ 養子縁組 | 養子縁組日： R 年 月 日 | 戸籍全部(個人)事項証明書（原本） |
| ☐ 養子縁組していない子との同居開始 | 同居開始日： R 年 月 日 | |
| ☐ 他者の扶養から異動 | 異動発生日： R 年 月 日 | 健康保険資格喪失証明書(原本)**注2** ※夫婦間の子の扶養異動の場合は不要 |
| ☐ 海外帰国または家族の帰国に伴う | 住所を定めた日： R 年 月 日 | 今後の居住地（該当に○） 日本 ・ 海外 ※直近の4/1までに高校卒業年齢に達する方は次回扶養調査の対象となり、調査時に海外居住であっても海外における証明書類と翻訳文が必要です |
| ☐ 外国籍の方の入国および呼寄せ | 住所を定めた日： R 年 月 日 | 住民票の在留資格が「特定活動」の場合は「指定書」のコピー<br>※指定書はパスポートに添付されています |
| ☐ その他（　　） | | 勤務先事業所（退職者はホンダ健保）へお問い合わせください |

| 事由発生まで被扶養者が加入していた健康保険<br>※申請事由が「出生」または「海外からの帰国・入国」の場合は☑不要 | | 必要書類 |
|---|---|---|
| ☐ 社会保険（任意継続を含む） → | ☐ ホンダ健保に加入 ※これまでの記号・番号を右に記入→ | 記号 ［　］ 番号（右詰め） ［　］ |
| | ☐ 他の健保に加入 | 健康保険資格喪失証明書(原本)**注2** ※夫婦間の子の扶養異動の場合は不要 |
| ☐ 国民健康保険 | ☐ 未加入 | |

| 配偶者の収入確認 ※夫婦共同扶養の確認 | |
|---|---|
| ① 被保険者に配偶者はいますか？ | ☐ いる　同別居（該当に☑） ☐ 同居 ☐ 別居 → ②へ |
| | ☐ いない → A |
| ② 配偶者はホンダ健保の扶養に入っていますか？ | ☐ はい → A　☐ いいえ → ③へ |
| ③ 被保険者が児童手当を受給(または予定)していますか？ | ☐ している(または受給対象外年齢) → ④へ　☐ していない → ④へ |
| ④ 配偶者は現役で勤務するホンダ健保の被保険者ですか？ | ☐ はい　記号 ［　］ 番号（右詰め） ［　］<br>→ 配偶者は産前産後休暇中 または 育児休業中ですか？ ☐ はい →B ☐ いいえ →A |
| | ☐ いいえ → B |

⇓ ⇓ ⇓ ⇓

**A. 収入確認不要**

**B.「生計維持関係申告書Ⅰ」を提出**
※配偶者も同時に扶養申請する場合は不要

［ 申 立 欄 ］ ※申請事由が「その他」となる場合の詳しい状況など

注1　公的証明書（戸籍全部事項証明書、住民票、課税・非課税証明書、所得証明書など）は交付日より3ヵ月以内のものに限ります。
注2　証明書は事由発生日以降に交付のものに限ります。（退職証明書・資格喪失証明書など）

【申請に関する注意事項】
◆提出期限は扶養となる事由の発生日より30日以内です。31日以上経過した場合は、受付日（健保ですべての書類を確認した日）が認定日になります。
（新生児は実子に限り、提出日に関わらず出生日までの遡り認定が可能）
◆証明書等の手配に係る諸経費は被保険者負担です。ケースによっては、上記以外の書類が必要になることがあります。

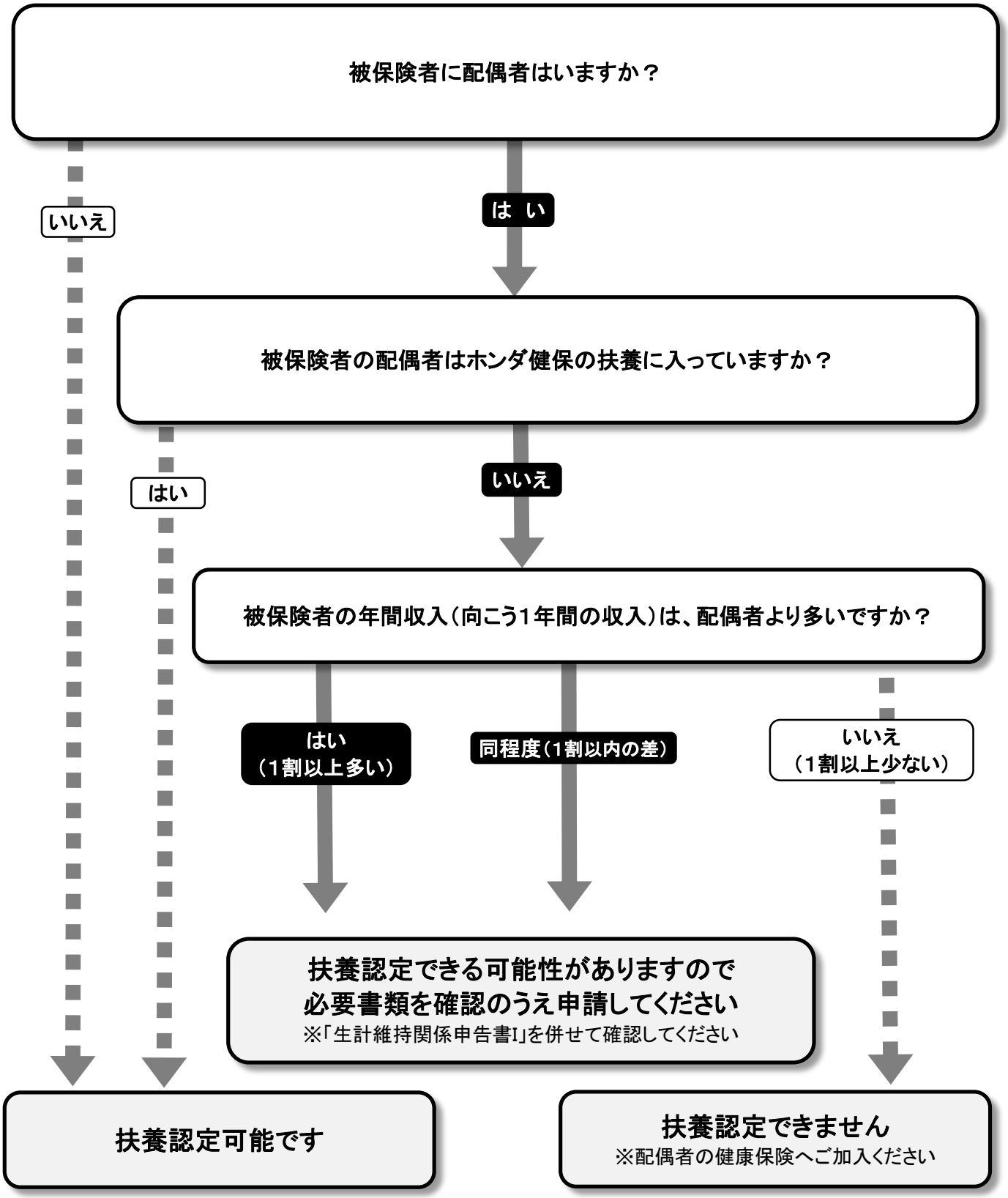


◆ **夫婦が共同して子を扶養する場合は、下記を原則として認定を行います**

- 年間収入（過去・現時点・将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）の多い者の被扶養者とします
- 夫婦双方の年間収入が同程度（1割程度以内の差）である場合は、届出により主として子の生計を維持する者と判断します

**・被扶養者の認定は健康保険組合にて最終的に判断します。必要書類を提出しても必ず認定されるわけではありません。**
**・認定できないと判断した場合は、「不認定通知」にてお知らせします。申請書類の返却は行いません。**

R6.6